八六七番
二十二号及び二十三号
八六八番
二十四号
八七〇番
二十五号及び二十六号
八七二番一
二十七号及び二十八号
八七二番二
二十九号
八九三番一六
五号から八号まで
八九三番五
九号
八九三番三
十号及び十一号
八九三番六
十二号
八九三番一
十三号及び十四号
八九三番七
十五号及び十六号
八九三番一一
十七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白戸川・野ケ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市城崎町結

字白戸　七二番一　一号から二十六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市城崎町結

字野ケ谷　一二四番二　一号から七号まで

ハ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（ロに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市城崎町結

字野ケ谷　一二四番三

一二五番二から一二五番六まで
一二六番一から一二六番三まで
一二八番一から一二八番三まで
一二九番一及び一二九番二
一三〇番一及び一三〇番二
一三一番一及び一三一番二
一三二番から一三四番まで
一三五番一及び一三五番二
一三六番一から一三六番三まで
一三七番及び一三八番
一四〇番一から一四〇番三まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳥ノ奥川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県美方郡新温泉町湯

字鳥ノ奥　一四一〇番二
一四一三番三及び一四一三番四
一四三二番七
一四三四番二から一四三四番四まで
一六四一番一八四
一六四一番一八六及び一六四一番一八七
一六四一番一八九及び一六四一番一九〇

○防衛省告示第二百三十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。